

## 令和4年第7回農業委員会総会議事録

令和4年7月15日（金）第7回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

### 農業委員15人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				9番	藤本 彰
11番		宮脇 繁	12番		眞壁 勲二
13番			15番		山田 條一
14番		藤川 雅		16番	大原 砂利
17番		奥津 忠和			

### 推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

### 欠席委員 3人

7番	倉脇 敏弥	8番	井藤 孝久	10番	神山 順一
----	-------	----	-------	-----	-------

議事	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第28号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第30号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第31号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

### 協議事項

### その他

事務局職員（書記）

事務局長

森本 裕子

主幹

川添 和之

主査

平田 浩二

主査

小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

川添主幹	<p>委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第7回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席は25名です。欠席につきましては、農業委員7番倉脇委員、8番井藤委員、10番神山委員の3名でございます。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、おはようございます。さて、農業委員、最適化推進委員の活動記録を農業委員会で評価し公表するように、昨年6月に規制改革会議が持たれておりましたので今回のことになったのだと思われます。このことと今回の点数化となっておりますのでご理解の上、ご協力よろしく申し上げます。また、所有者の相続登記ですが2024年4月1日より検討されて相続のことを知った時点から3年以内に行わないと10万円以下の過料に処されることとなります。現在、地目変更を行い1ヶ月以内に登記をしないと10万円以下の過料になるそうですが、過料を受けた人はおられないようです。相続登記の件が実行されると必然的に地目変更も実行されるようになると思われます。それでは、本日もよろしくお願いいいたします。</p>
川添主幹	<p>続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、9番藤本委員に先導をお願いいいたします。</p>
藤本委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
川添主幹	<p>ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいいたします。</p>
会 長	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、15番山田委員、16番大原委員にお願いいいたします。</p> <p>続きまして日程2「議事」に入ります。議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>議案第27号農地法第3条について今回の議案についてですが、第3</p>

条の申請が4件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を6月23日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は市外に住んでおり、これまで草刈管理してきたものの、耕作が困難であることから、申請地隣に住み以前から一部を耕作している譲受人に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。4番

赤井委員

4番赤井です。現地確認を7月10日に谷岡推進委員、眞壁委員と3名で行いました。場所は、中熊谷から唐松に抜ける市道に入り踏切を渡ったすぐ上にあります。譲渡人は不在で、譲受人宅の裏に申請地がありますので問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定いたします。続いて議案第27号

	<p>2番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>次に、2番でございますが、現地確認を6月23日に行っております。場所は、大佐小阪部、現況地目は畑4筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物はぶどう、作業従事者は3名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は申請地を茶畑として管理してきましたが、耕作しないこととなったため、隣地に農地を所有している農家に申請地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。3番。</p>
<p>宮本委員</p>	<p>3番宮本です。7月10日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。現況は畑で茶畑でありまして1/4程重機で抜いております。場所は、千屋大佐線の●●●を入った●●●集落にあります。問題ないと思います。</p>
	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。1番。</p>
<p>仲田委員</p>	<p>1番仲田です。この価格は、反当りとかではなく全部の価格ですか。</p>
<p>小林主査</p>	<p>これは、10a当たりの単価となっております。4筆全てで、●●●万です。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。6番。</p>
<p>三上委員</p>	<p>6番三上です。住所が奈良県ですがブドウを作られておられるのですか。</p>

小林主査

住所が奈良県になっておりますが、本人、ご家族もこの申請地の道向に家を構えておまして、奈良の会社の都合上むこうに住所はありますが本人は行ったり来たりで、ご家族はこちらにおられ営農されております。

会 長

他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第27号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

3番と4番は譲渡人が同一人物で状況もよく似ておりますので一緒に説明させていただければと思います。3番でございますが、現地確認を7月5日に行っております。場所は、神郷下神代、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が県外に居住して耕作できず、以前から申請地を耕作している近隣の農家に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。続いて、4番でございますが、現地確認を7月5日に行っております。場所は、神郷下神代、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況は3番と同じとなっております。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。1番。

仲田委員

1番仲田です。現地確認を7月9日、大原委員、信谷推進委員と行いました。場所は、国道182号線と市道西方下神代線の合流地点に中国縦貫自動車道の高架がかかっておりその高架よりも哲西よりに3番、新見よりに4番があります。譲渡人に連絡をとり確認しました。今まで譲受人に耕作していただいております、今回中途解約で出てきますが今まで不在で大変お世話になりましたので、この度無償で贈与します登記料は2人で折半するという事です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。6番。

三上委員

6番三上です。4番の譲受人は高梁から通っておられるのですか。

仲田委員

実家が、●●地区にありそこから通われておられるので問題はありません。

会 長

他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号3番4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第28号農地法第4条について、第4条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第28号第1番でございます。確認を7月5日に行っております。場所は、神郷釜村、現況地目は田1筆でございます。転用目的は墓地の設置で、現在の墓地が河川災害により崩れ落ちる危険があるため家の側に墓地を新設するというものです。期間は許可日から令和4年12月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種

農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、墓石・造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。16番。

大原委員

16番大原です。7月9日仲田委員、信谷推進委員、申請人の方と現地確認しました。場所は、新見市営バスの●●線の終点から100mほど東へ行ったところ。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。尚、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

「よろしい。」

それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第29号農地法第5条について、第5条の申請につきまして、1件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を7月5日に行っております。場所は菅生、現況地目は田1筆でございます。転用目的は作業場、木材置場の設置です。転用理由ですが、木材置場と薪割の作業場、乾燥場が必要なことから自宅裏の申請地に設置するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和4年11月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区

	<p>分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。現地確認を7月10日に眞壁委員、谷岡推進委員とで行いました。場所は、菅生市民センターの下側の●●倉庫裏です。譲受人宅の裏側です。譲渡人は、こちらにおられないので問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第29号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>諮問不要として許可決定とします。続きまして、議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の許可申請について今回、新規の貸し付けが14件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番豊永赤馬、田3筆6ヶ月使用貸借、2番哲多町蚊家、田1筆2年8ヶ月貸借、3番哲西町大竹、田1筆3年貸借、4番哲西町畑木、田3筆9年8ヶ月使</p>



	<p>用貸借、5番哲西町畑木、田3筆6年賃貸借、6番哲西町矢田、田5筆6年使用貸借、7番哲西町矢田、田5筆6年使用貸借、8番哲西町矢田、田4筆6年賃貸借、9番哲西町矢田、田6筆6年賃貸借、10番哲西町矢田、田6筆6年賃貸借、11番哲西町矢田、田7筆6年賃貸借、12番哲西町矢田、田1筆6年使用貸借、13番哲西町矢田、田5筆6年使用貸借、14番哲西町矢田、田1筆6年使用貸借です。尚、3番については期間に空きがあったため、5番から14番については借受人が個人から法人になったため新規としております。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。順次1番からお願いします。推進委員6番。</p>
妹尾委員	<p>推進委員6番妹尾です。現地確認は7月12日、藤本委員、藤川委員、神山委員と行いました。場所は、県道北房井倉哲西線を豊永方面に行く途中に大佐に抜けるバイパスがありそれを3キロ行くと借受人の家があります。その家の向い側に申請地がありました。3枚となっておりますが1枚に圃場整備がされており大豆が植えられておりました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続いて、推進委員9番。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。現地確認を7月10日、井藤委員、宮脇委員、小川委員と行いました。場所は、新砥小学校から大谷線を本郷方面に1キロ先、頂上付近を右に500m入ったところに●●地区があります。その内にある借受人宅の前にあります。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続いて3番から最後まで推進委員10番。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員10番奥津です。現地確認を7月11日、三上委員、奥津委員、私とで行いました。3番の件ですが、先程説明があったように作付け間の期間に空きがあるためによるもので実質的には継続なので省かせていただきます。4番、現地確認は7月11日、三上、奥津委員と行いました。場所は、哲西支局より182号線を東城方面に2キロ進みそこから左へ200m先にありました。3筆全て水稻を作付けされておりました。5番から14番まで、先程説明がありましたように個人名から株式会社に変更したもので、実質的には継続とし省かせていただきます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p>

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第30号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして、議案第31号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第31号現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして、3件申請がございました。第1番でございます。確認を7月5日に行っております。場所は新見、台帳地目は田1筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、申請地は平成9年頃より建設会社の駐車場並びに資材置場として利用され、平成16年頃からは飲食店の駐車場として現在まで利用されている、というものでございます。第2番でございます。確認を7月5日に行っております。場所は菅生、台帳地目は田1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、40年前頃から耕作せず荒廃し、現況のとおりとなっている、というものでございます。第3番でございます。確認を6月23日に行っております。場所は大佐小阪部、台帳地目は田1筆です。現況地目は墓地でございます。理由は、平成13年11月に分筆し、転用許可を受けず墓地を設置し、そのまま現在に至る、というものでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。

溝尾委員

推進委員4番溝尾です。倉脇委員が欠席ですので代わりに説明させていただきます。6月8日に倉脇委員と私とで現地確認しました。場所は、●●交差点の●●●と●●●の反対側に空き地があり駐車場になっておりました。舗装はしてなく埋め立てた駐車場となっております。

会 長

続いて2番を4番お願いします。

赤井委員

4番赤井です。確認を7月10日、眞壁委員、谷岡推進委員と行いました。場所は、菅生市民センターの上で梅の木が2本あり荒地となっております。

会 長

続いて3番を3番お願いします。

宮本委員	3番宮本です。7月10日に山田委員、後藤推進委員と確認しました。大佐山に行く●●●から200m入ったところにありました。20数年ぐらい前に道路拡張の時に作った墓地が地目変更されてなかったものがこの度申請がありました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。推進委員1番
仲田委員	推進委員1番仲田です。3番の件ですが、転用許可を受けずに墓地を設置しそのまま現在に至ると書いてありますが、これは申請者に厳しく指導はされたのでしょうか。
宮本委員	20年以上過ぎたものなのでこのようなかたちで申請がありました。
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第31号についての議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定といたします。それではここで20分まで休憩といたします。</p> <p>～ 休憩 ～</p>
会 長	時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用、許可を要しない転用の申請が8件ございました。すべて携帯電話無線基地局の新設によるものです。第1番は、場所は草間、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年6月20日から9月30日までとなっております。第2番は、場所は足見、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年6月20日から9月30日までとなっております。第3番は、場所は豊永赤馬、現況地目

は畑1筆、工事期間は令和4年6月20日から9月30日までとなっております。第4番は、場所は千屋井原、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年6月20日から9月30日までとなっております。第5番は、場所は千屋、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年6月20日から9月30日までとなっております。第6番は、場所は大佐小南、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年6月20日から9月30日までとなっております。第7番は、場所は哲多町田淵、現況地目は田1筆、工事期間は令和4年6月20日から9月30日までとなっております。第8番は、場所は哲多町花木、現況地目は畑1筆、工事期間は令和4年6月20日から9月30日までとなっております。以上です。

会 長                   この件について、関係地区委員より報告願います。確認日と補足説明があれば願います。順次、場所は結構です。推進委員5番。

藤本委員               9番藤本です。神山委員が欠席なので代わりに説明させていただきます。1番2番、7月8日に神山委員と確認しました。

会 長                   続いて3番を14番。

藤川委員               14番藤川です。5月25日に確認しました。

小田委員               2番小田です。4番5番は7月9日に確認しました。

山田委員               15番山田です。6番は6月25日に確認しました。

小川委員               5番小川です。7番は6月18日に確認しました。

宮脇委員               11番宮脇です。8番は6月17日に確認しました。

会 長                   ありがとうございました。続いて法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

小林主査               法務局照会について、今回6件ございました。1番の場所は新見、確認を6月6日に行いました。登記地目は田2筆、現況地目は宅地という申請で、昭和44年12月から宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は草間、確認を5月23日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は公衆用道路という申請で、時期不詳で公衆用道路となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは

非農地で回答しています。3番の場所は大佐永富、確認を6月20日に行いました。登記地目は田2筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。4番の場所は大佐布瀬、確認を6月1日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は山林という申請で、時期不詳で山林になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。5番の場所は哲多町宮河内、確認を6月20日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は宅地・雑種地という申請で、時期不詳で宅地・雑種地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。6番の場所は哲多町花木、確認を6月9日に行いました。登記地目は田2筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野となっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。

会 長           この件について、関係地区委員より報告願います。順次1番からお願いします。

溝尾委員           推進委員4番溝尾です。6月8日に倉脇委員、眞壁委員と現地確認しました。場所は、共生高校の下を●●まで抜ける道の分岐点の県道側の宅地でした。

会 長           続いて、2番を9番。

藤本委員           9番藤本です。現地を6月28日に神山委員、藤川委員、妹尾推進委員と確認しました。場所は、井倉から県道を草間方向へ上がりバス停●●●がありますそこから2キロ先に●●●があります。その右下に申請人の家がありその真正面です。

会 長           3番を3番。

宮本委員           3番宮本です。確認は6月14日、山田委員、後藤推進委員としました。場所は、刑部小学校の近くに●●●●●がありそこから200m入った山側にありました。原野になっております。

会 長           4番を15番。

山田委員           15番山田です。この件は5月17日の農業委員会で報告した同じ所です。

会 長	5 番 6 番を 1 1 番。
宮脇委員	1 1 番宮脇です。5 番、宮河内地内の下神代哲多線辺に宮河内郷土館があります。その向い山をあがると該当地があります。宅地、その前に空き地となっており雑種地です。6 番の花木ですが、本郷地内新見川上線の●●●バス停から石蟹方向に抜ける県道があります。その県道を上ると●●●を通りそこから 2 0 0 m 行ったところに該当地があります。原野となっておりま
会 長	続きました、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	農地転用期間変更届が 1 件でております。千屋井原地内、農地法第 4 条転用にかかる工事期間の変更です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
小田委員	2 番小田です。7 月 9 日現地確認しました。少し工事をされているように見えますが、業者の方が引き上げてしまい新しい業者を探しているそうです。
会 長	続いて完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が 4 件出ています。大佐大井野地内 農地法第 4 条による規定の転用で農地改良による嵩上げ。上熊谷地内 農地改良による嵩上げ。哲西町八鳥地内 農地法第 5 条による規定の転用で住宅。石蟹地内 農地法第 4 条による規定の転用で住宅となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。3 番。
宮本委員	3 番宮本です。7 月 1 0 日に山田委員、後藤推進委員と確認しました。完成しておりました。
会 長	続いて 4 番。
赤井委員	4 番赤井です。7 月 1 0 日に谷岡推進委員、眞壁委員と確認しており

	ます。完成しておりました。
会 長	次に、17番。
奥津(忠)委員	17番奥津です。確認日は7月11日、三上委員と奥津推進委員と行いました。完成していました。
会 長	続いて推進委員5番。
三輪委員	推進委員5番三輪です。確認を7月8日にしました。住宅ができていました。
会 長	次に転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が3件でしております。大佐大井野地内、農地法第4条の農地改良による嵩上げ。上熊谷地内、農地法第5条木材の仮置き場。哲多町本郷地内、農地法第5条で露天駐車場。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と現在の状況と概ねの進捗率を報告して下さい。3番。
宮本委員	3番宮本です。7月10日に確認しました。現在の進捗状況は50%ぐらいです。
会 長	続いて4番。
赤井委員	4番赤井です。現在も木材を置いており当分使用するのではないかと思います。
会 長	続いて11番。
宮脇委員	11番宮脇です。現在は県道の高さまで埋めあげて、その奥の実際に使用する場所に工事車両の出入り、置場等に使用しております。順次できており一時転用期間中の施行中となります。
会 長	続いて、利用権設定中途解約について事務局からの説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が3件でしております。神郷下神代地内、当

	<p>事者間で本件土地の贈与契約を行うためというものが2件でしております。国土調査実施により面積、筆数が契約時とは異なっております。議案第27号の3と4番に合わせて面積等を変更しております。それから哲西町畑木地内、高齢のため議案第30号の利用権設定の4番で対応しております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告をお願いします。</p>
信谷委員	<p>推進委員8番信谷です。1番2番ともに、農地法3条の3番4番で説明がありました贈与のためによる中途解約です。以上です。</p>
会 長	<p>10番をお願いします。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員10番奥津です。議案30号4番での承認をいただきました件です。</p>
会 長	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p>(ありません。)</p> <p>続きまして、その他ですが事務局からありますか。</p>
小林主査	<p>農地パトロール実施要項をお配りしております。本日、午後1時から出発式をさせていただきます。今年度のパトロール隊長は、唐松在住の●●さんといわれるかたで、Iターンで唐松地区で水稻をされている方です。昨年同様の班編成で2、3時間パトロールしていただくことになります。この後、11時半にお弁当が届きますその前に着替え等の準備をされて食事を済ませて下さい。まなび広場新見駐車場のロータリー前に11時50分にはパトロールの服装で集合して下さい。運転手の方にはお願いですが、ロータリーに近いところに三角コーンを置いておまして、出やすいところの駐車場を確保しておりますので、事前に車の移動をお願いします。前回もお願いしたのですが、出口は皆さん左に出て各地区の方へ出発して下さい。内容としては、遊休農地の現地の把握、農地法の許可要件の履行状況の確認についてパトロールして下さい。完了届の関係資料を各班長さんにはお渡ししております、これ以外のテーマを持っていただき現地確認に行ってくださいでも大丈夫です。各班ごとに、記録写真を数枚撮っていただいて、後日、事務局へ下されば助かります。写真の現像でも、データで持ってきていただければ事務局で取</p>



<p>仲田委員</p> <p>川添主幹</p> <p>会 長</p>	<p>り込み集計しますので、ご都合のよい方をお願いします。終了後は現地解散になりますので、代表の方が、電話で事務局へ最終報告を行ってください。以上です。</p> <p>農地部会からですが、各班長さんは農地パトロールの報告を、来月の農業委員会でしていただきますので、その点を踏まえて現地確認をお願いします。</p> <p>それでは次回の総会ですが8月17日（水）午前9時30分から、南庁舎3階大会議室となっております。また9月は13日（火）午前9時30分から、南庁舎3階大会議室でいかがでしょうか。</p> <p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ないようでしたら仲田代理が閉会の挨拶をします。</p> <p>本日は、お疲れ様でした。</p> <p>（閉会挨拶）</p>
	<p>（閉会時刻 午前 11 時 00 分）</p>

令和4年7月20日作成